

計 画 書

米子境港都市計画用途地域の変更（米子市決定）

米子境港都市計画用途地域を次のように変更する。

種別	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第1種低層住居専用地域	約 21 ha	8/10以下	5/10以下	m	m ²	10 m	0.9 %
小 計	約 21 ha						0.9 %
第2種低層住居専用地域	約 50 ha	20/10以下	6/10以下	m	m ²	10 m	2.0 %
小 計	約 50 ha						2.0 %
第1種中高層住居専用地域	約 527 ha	20/10以下	6/10以下	m	m ²	m	21.3 %
小 計	約 527 ha						21.3 %
第2種中高層住居専用地域	約 89 ha	20/10以下	6/10以下	m	m ²	m	3.6 %
小 計	約 89 ha						3.6 %
第1種住居地域	約 781 ha	20/10以下	6/10以下	m	m ²	m	31.6 %
小 計	約 781 ha						31.6 %
近隣商業地域	約 139 ha	20/10以下	8/10以下	m	m ²	m	5.6 %
小 計	約 90 ha	30/10以下	8/10以下	m	m ²	m	3.6 %
商業地域	約 112 ha	40/10以下	8/10以下	m	m ²	m	4.5 %
小 計	約 55 ha	50/10以下	8/10以下	m	m ²	m	2.2 %
準工業地域	約 285 ha	20/10以下	6/10以下	m	m ²	m	11.5 %
小 計	約 285 ha						11.5 %
工業地域	約 223 ha	20/10以下	6/10以下	m	m ²	m	9.0 %
小 計	約 223 ha						9.0 %
工業専用地域	約 98 ha	20/10以下	6/10以下	m	m ²	m	4.0 %
小 計	約 98 ha						4.0 %
合 計	約 2,470 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

今回変更する区域は、米子新体育館整備等事業により新体育館の建替えを計画している。

新体育館の整備方針に基づき、都市計画上の用途地域と将来的な土地利用について整合を図るため、第1種中高層住居専用地域から準工業地域に変更を行おうとするものである。